

マイナンバー違憲訴訟

最高裁における展望！

マイナンバー制度はどこへ向かうのか？

■日時：2025年4月18日（金）18時30分

■会場：かながわ県民センター

305会議室

~~304会議室~~

お話：小賀坂徹さん（神奈川弁護士）

マイナンバー制度の状況

マイナンバー制度は憲法13条が定めるプライバシー権に違反するとして2016年3月に横浜地裁に提訴してから8年。地裁、高裁ともに棄却されたため、2024年3月に最高裁に上告しました。同じように違憲訴訟に取り組んだのは、福岡、大阪、名古屋、金沢、仙台、新潟、神奈川の8地裁でしたが、2023年3月9日、仙台、名古屋、福岡訴訟について最高裁は「個人番号の利用範囲が社会保障、税及び災害対策等の3分野に係る事務に限定されている」として合憲判決を言い渡しました。その後、金沢、大阪、東京は上告棄却、上告不受理（門前払い）となりました。

しかし同年6月に番号法が改悪され、マイナンバーの利用範囲の限定が取り払われ、利活用推進のもとプライバシーを巡る社会情勢は大きく変わっています。

こうした状況を受けて、私たちは門前払いすることなく実質審議するよう「上告受理を求める署名」を1511筆集め、3月13日に最高裁に提出し、受理するよう要請しました。弁護士は上告理由兼上告受理申立理由書で「AIが人間をコントロールできる時代が到来しようとするなかで現代におけるプライバシー権の在り方を最高裁として論じる必要がある」ことを述べています。

その思い、最高裁における今後の展望について小賀坂さんにお話していただきます。



2,015年10月、マイナンバー制がスタートして10年、制度は当初の目的から逸脱し大きく変貌しています。マイナンバーカードを全住民に保有させようと「デジタル社会のパスポート」と称して様々な分野への情報連携が進められています。

本来、マイナンバーカードの取得は任意であるはずなのに「マイナ保険証」をゴリ押しするなど、強制的に持たせようとしています。3月24日からは運転免許証との一体化もスタートします。

さらにマイナンバー利用拡大法案が3月7日に閣議決定し国会に提出されています。権利である「書かない番号、持たないカード」を貫けるように反対の声をあげていきましょう。



主催 マイナンバー違憲訴訟神奈川
弁護士団・原告団

★連絡先：080-5052-0270

